


所管部課	市民部 保険年金課		部長	村上 敏彰	
件名	東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について				
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>地方税法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、国民健康保険税の軽減判定所得の基準について、基礎控除相当分の基準額を引き上げる等の規定を整備するため、東大和市国民健康保険税条例を次のように一部改正する。</p> <p>(1) 主な改正内容 第23条及び付則に、軽減判定所得における基礎控除相当分の基準額を現行の33万円から43万円に引き上げる等の規定を定める。</p> <p>(2) 施行日 令和3年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 政令に則り、適正に国民健康保険税が賦課されることとなる。</p>					
<p>2. 経過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>令和2年第4回市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。